

2月18日(月) 3月17日(月)

申告は自分で書いてお早めに

平成19年分の申告受付が2月18日(月)から始まりです。

期間の終盤は混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。記載が完了した申告書は郵送でも提出できます。

送付・問い合わせ

確定申告 〓 〒5008 8611 中津川市かやの木町4 3 中津川税務署 〓 0573 66 1202

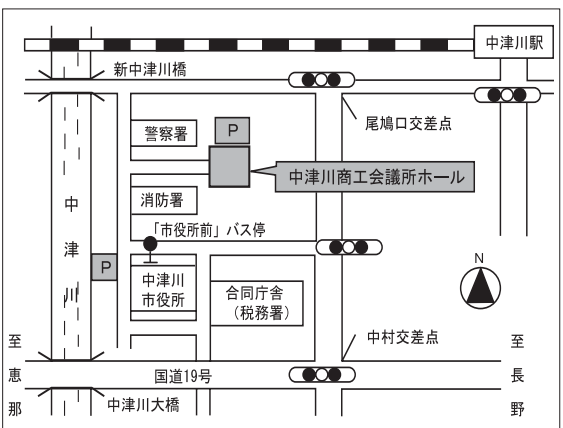
市・県民税申告 〓 〒5009 7292 (住所不要) 市役所税務課 市

民税係 〓 26 2111 (内線504・506)

確定申告

とき 2月18日(月) 3月17日(月) 前9時 午後5時(土・日を除く)

ところ 中津川商工会議所ホール



確定申告の必要な方

事業を行っている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成19年中の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合給与所得者で、給与収入が2千万円を超える方、給与所得や退職所得以外の各種所得(農業所得など)金額の合計額が20万円を超える方や給与を2力以上からもらっている方

注意 事業を行っている方、土地・建物・山林や株式などを売った方の確定申告の相談は、中津川税務署へご相談ください。

岩村会場を開設

期間中、中津川商工会議所ホールへ行くことができない方は、こちらの会場をご利用ください。

とき 2月27日(水) 3月4日(火) 前9時 午後5時(土・日を除く)

ところ 岩村振興事務所

公的年金等受給者の確定申告と給与所得者の還付申告相談会

確定申告期間前に公的年金等受給者の所得税の確定申告および給与所得者の還付申告を受け付けます。

とき 2月6日(水) 7日(木) 午前9時半 正午、午後1時 4時

ところ 恵那文化センター集会室

マイホームを取得された方の住宅借入金等特別控除説明会

とき 2月8日(金) 午前の部 〓 9時半 午後の部 〓 1時半

ところ 恵那市役所会議棟

詳細は、前号(1月1日号)18ページをご覧ください

問い合わせ 中津川税務署 〓 0573 66 1202

2月1日(金) 3月17日(月)は、自動音声案内に従い「0」(確定申告テレフォンセンター)をダイヤル。

市・県民税申告

平成20年度の市・県民税は、平成20年1月1日現在、市内に住所を有する方で、平成19年中の所得を基準に算出します。期間内に所得の申告を行ってください。

申告の必要な方

1月1日に恵那市に住所のある方は、原則として申告が必要です。ただし、次の方は申告の必要はありません。

確定申告をされた方

給与支払報告書や公的年金支払報告書が提出されている方で、ほかに所得のない方(ただし社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除などの控除を受けようとする方は申告が必要です)

注意 平成19年中に所得のなかった方でも、国民健康保険に加入している方は、保険料の算定のため、簡易申告書の提出が必要です。また扶養認定などのため、所得証明書などが必要な方も申告書の提出をお勧めします。

市・県民税の申告受付

期間中はどの会場でも受け付けますので、最寄りの会場へお出掛けください。

市役所会議棟での申告受付

とき 2月18日(月) 3月17日(月) 前9時 午後5時(土・日を除く)

ところ 市役所会議棟

混雑を緩和するため、地区ごとに日ちが違います。左記の表を参考にお出掛けください。

日	対象地区
2月18日(月)	大井町
22日(金)	長島町
29日(金)	東野
3月3日(月)	飯地町
4日(火)	中野方町
5日(水)	飯地町
6日(木)	中野方町
7日(金)	笠置町
10日(月)	武並町
11日(火)	三郷町
12日(水)	市内全域
17日(月)	市内全域

各地区での申告受付

期間中、各地区でも申告相談を行います。混雑が予想されますので、市役所会議棟へお越しいただける方は会議棟での申告相談をお願いします。

受付時間 午前9時 午後5時

申告会場	とき	対象地区
飯地公民館	2月18日(月)	飯地町全域
中野方公民館	19日(火) 1 5区	
武並コミュニティーセンター	20日(水) 6 11区	
J A恵那北部支店	21日(木) 藤	
三郷公民館	22日(金) 竹折	
	25日(月) 毛呂窪・本郷	
	26日(火) 姫栗・河合	
	27日(水) 野井	
	28日(木) 佐々良木 椋実	
南部5町各振興事務所	2月18日(月) 山岡町全域	
	3月17日(月) 明智町全域	
	(土・日除く) 申原全域	
		上矢作町全域

申告に必要なもの

送付された市・県民税申告書または簡易申告書 印鑑 平成19年中の収入金額の分かるもの・源泉徴収票(給与所得、公的年金)・報酬等支払調書・事業の収支が分かる書類 保険料控除証明書(社会保険料、

市・県民税の住宅ローン控除

平成18年末までに入居され、平成19年分以降も所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、税源移譲により所得税が減額されたことにより、平成19年分の年末調整または確定申告後の所得税で住宅借入金等特別控除が控除しきれなくなった方は、お住まいの市町村に申告を行うことで、減額した控除額について翌年の市・県民税で控除を受けることができます。毎年3月15日(本年は3月17日)までに「市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

申告書の提出方法

確定申告をされる方 確定申告書と一緒に、税務署または申告される会場へ提出してください。

確定申告をされない方 年末調整をした勤務先で交付を受けた源泉徴収票を添付して、市役所税務課または各振興事務所へ提出してください。

要介護・要支援認定を受けている方も障害者控除の対象に

65歳以上の方で、介護保険制度に基づき要介護1 5・要支援2の認定を受けている方は、障害者手帳などを取得していなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」の申告ができます。この控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」は市役所高齢福祉課で交付します。必要な方は「介護保険被保険者証」を所持参の上、高齢福祉課までお越しください。(南部5町にお住まいの方は、各振興事務所でも交付します)

なお本人と同一世帯(住民登録上)以外の方が手続きを行う場合、委任状が必要です。

問い合わせ 市役所高齢福祉課(内線125)